

下水道使用料の改定について

1 下水道使用料改定の背景

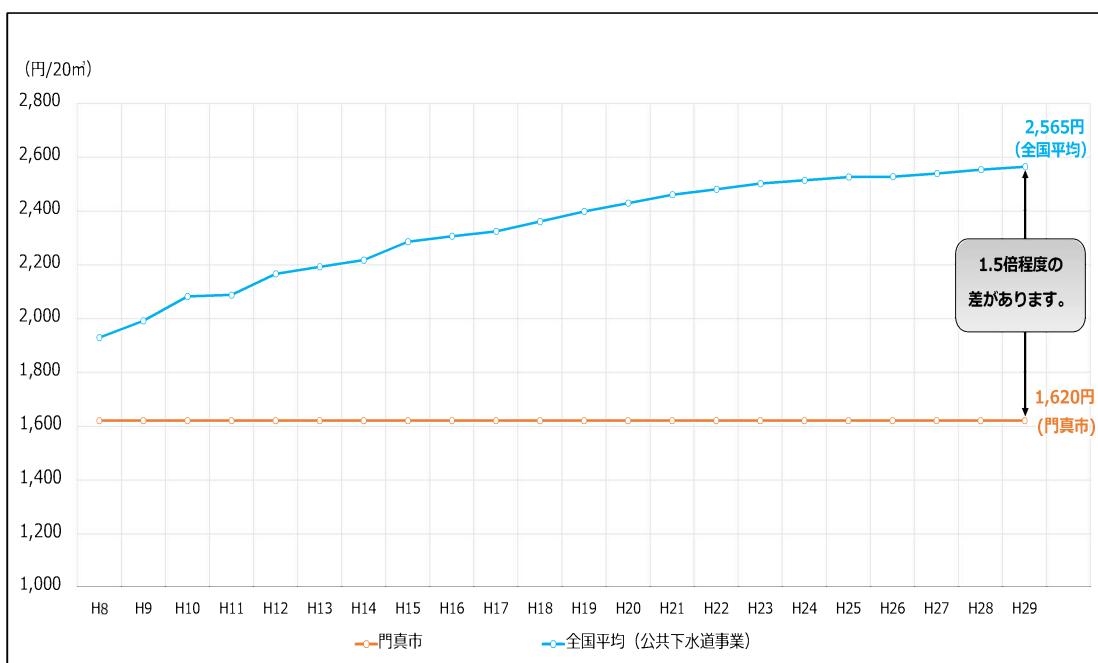
① 普及率向上をめざし、加速的な下水道整備の実施

門真市では、国の第二京阪道路の新設事業の進展にあわせた下水道整備に取り組んできました。第二京阪道路が完成後、下水道の整備をお待ちいただいている市民の皆さんに早くご利用いただくため、平成26（2014）年度から加速的な下水道整備を行ってきました。その結果、普及率の向上とともに防災上の観点から、浸水対策も向上しました。その一方で、下水道施設（固定資産）の増加により、下水道事業の運営費用（減価償却費※）も増加しています。

※固定資産の経年的価値の減少を償却資産に応じて毎年度費用計上するもの

② 平成7（1995）年12月以降、据置いていた下水道使用料水準

現行の下水道使用料は、平成7（1995）年度の改定以降、25年間据え置いてきましたが、全国的には下水道使用料の改定は行われており、その結果、本市の下水道使用料は、全国平均と比較すると約1.5倍の差が生じております。



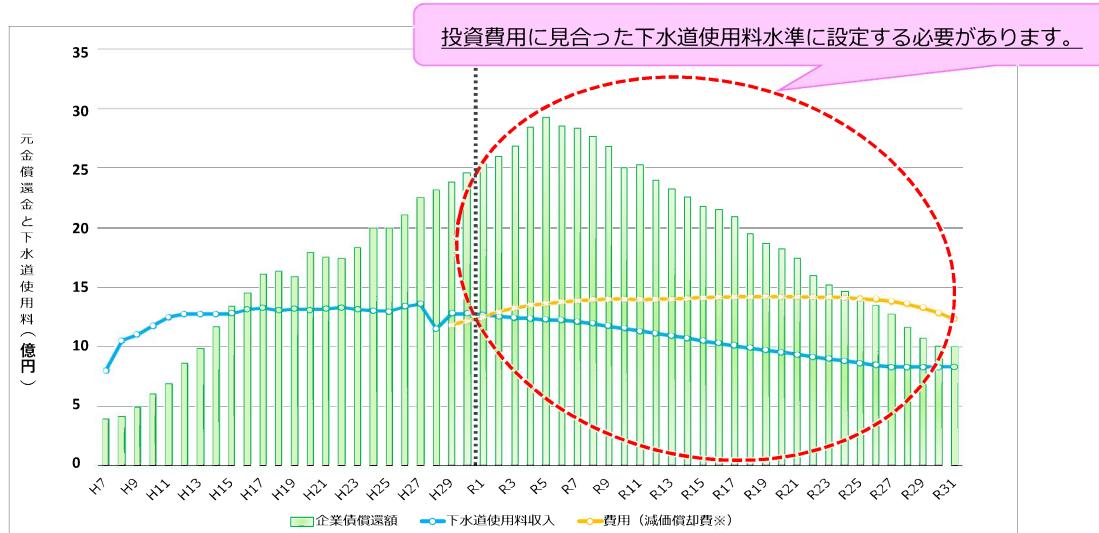
1ヶ月20m³使用した場合の下水道使用料（税抜き）

上記「①普及率向上をめざし、加速的な下水道整備の実施」で述べました、下水道整備を実施するタイミングに合わせ、具体的な検討を行い、費用増加に見合う下水道使用料水準に引き上げを行う必要がありました。しかし、当時は、資金不足が発生していなかったことを理由に、引き上げには至りませんでした。

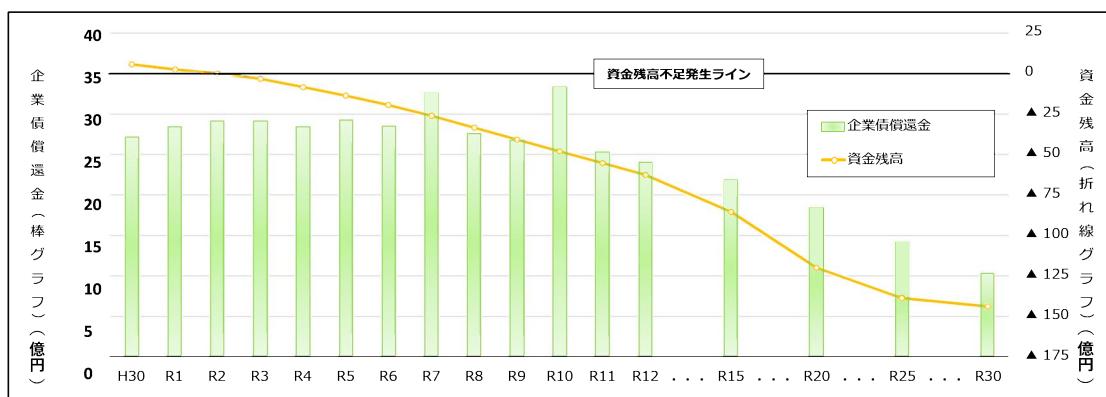
2 下水道使用料改定の理由

① 適正な下水道使用料水準による経営基盤の強化

本市下水道事業は、平成29（2017）年度に地方公営企業法の適用により、公営企業会計を導入して固定資産評価等を行ったことから、詳細な施設の老朽化、資金状況等の経営状況の把握・分析が可能となりました。また、それ以前の官公庁会計方式（資金ベース）では、資金残高に焦点をあてた経営をしてきましたが、収益ベースを視点にした経営に転換することになります。今般、令和2年度から10年間を計画期間とする「門真市公共下水道事業経営戦略」の策定にあたり、令和3年度から令和12年度までの収益ベースによる下水道使用料水準の算定を行ったところ、加速的な下水道整備に伴い増加した費用（減価償却費）や、流域下水道負担金増加への対応、今後の未普及地域への整備工事に加えて、施設の老朽化対策、地震対策等の投資費用に対し、現行の下水道使用料水準では財源が不十分であることが明らかになりました。



また、下水道事業は先行投資により施設整備をするため、企業債（借金）や国からの補助金を財源として整備することとなります。企業債（借金）の返済資金は、年間約25億円となり、下水道施設整備によって得る下水道使用料等により賄いますが、現行の下水道使用料水準では、資金残高不足が見込まれる状況です。



これらの理由により、今後、持続かつ安定した下水道サービスを提供していくためには、費用（減価償却費等）見合分に将来の設備強化や資金手当ての観点から必要となる金額を加えた下水道使用料改定により財源を確保し、経営基盤を強化することが必要となります。

② 安全・安心な下水道事業の持続可能性を確保

上記「①適正な下水道使用料水準による経営基盤の強化」のとおり、現行の下水道使用料水準では財源が不足するため、今後、事故発生リスクを抑えるために必要な施設の老朽化対策や地震対策等が計画的に進められませんが、改定後はそれらの対策を計画的に推進することが可能となり、下記の写真のような下水道事故が発生する可能性は低減され、利用者の皆さんに安全・安心な下水道をご利用していただけます。

＜地震による被害の例（マンホールの浮き上がり）＞



＜下水道管の老朽化による道路陥没の例＞



出典：国土交通省HP

③ 下水道使用料改定の効果

今回の下水道使用料改定（値上げ）後は、使用料算定期間の令和3年度から令和12年度までの投資財源が確保されますので、計画的な事業推進が可能となります。

● 今後の主な実施事業（予定）

▶ 老朽化対策事業（公共下水道事業ストックマネジメント計画 短期計画～令和6年度）

- 本管点検・調査・・・・・・約2,700箇所（点検） 約13km（調査）
- マンホール調査・・・・・・約500箇所

▶ 地震対策事業（下水道総合地震対策計画 短期計画～令和5年度）

- 耐震診断・設計・・・・・・約23km
- 耐震化工事・・・・・・約17km
- マンホールトイレ設置・・6箇所の避難所（約37基）

▶ 下水道整備事業

- 普及率 令和2年3月末 95.3% ➡ 令和9年3月末 概成予定

なお、上記の各事業の中・長期計画については、毎年度の進捗管理を行うとともに、経営状況等を踏まえ、具体的な実施事業を定め、計画的に進めていきます。

④ 下水道使用料の改定内容

今回の改定は、利用者の皆さんに平等に負担していただくため、現行の使用料体系に一律の改定率を乗じた改定としました。

下水道使用料（基本使用料+超過使用料）の改定内容は以下に示すとおりです。

- 基本水量 ⇒変更なし
- 基本使用料（使用水量の有無に係わりなくお支払いいただく使用料）
⇒737円/月から1,001円/月に値上げ。
- 超過使用料（使用水量に応じて単位水量当たりの価格ごとに算定し、お支払いいただく使用料）
⇒現行の単価に一律の改定率を乗じた改定としました。

